

調 査 報 告 書
(公 表 版)

令和5年11月28日

所沢市いじめ問題対策委員会調査員

内容	
はじめに	4
第1 調査会の設置と活動内容	5
1 調査開始までの経緯（いじめに関わる主なもの）	5
(1) 児童のプロフィール	5
(2) 本件小学校の対応	5
(3) 教育委員会の対応	6
2 調査会の活動経緯・内容	6
(1) 調査会へ諮問の経緯と活動	6
(2) 調査会の活動	7
第2 ■■■さん及び保護者の要望の整理	8
1 調査事項	8
2 調査対象となる「行為」の特定	8
第3 本件小学校での■■■さんの様子	10
1 本件小学校	10
2 ■■■さんの様子	10
3 1年次（平成29年（2017年）4月から平成30年（2018年）3月 まで）	10
4 2年次（平成30年（2018年）4月から平成31年（2019年）3月 まで）	11

5	3年次（平成31年（2019年）4月から令和2年（2020年）3月まで）	11
6	4年次（令和2年（2020年）4月から令和3年（2021年）3月まで）	12
7	5年次（令和3年（2021年）4月から令和4年（2022年）3月まで）	13
第4	「いじめ」の認定	14
1	検討の順序	14
2	「行為」が「いじめ」に当たるかについての考え方	15
3	「いじめ」を評価することについて	16
4	検討対象となる「行為」の特定	18
5	「行為」が「いじめ」に当たるか	19
6	「いじめ」の評価	34
第5	いじめと不登校との因果関係	36
第6	本件小学校のいじめ防止対策	37
1	本件小学校	37
2	本件小学校の組織	38
3	学校基本方針	40
第7	本件小学校、教育委員会の対応	41
第8	提言	42
1	総論	42

(1) 傷つきは人それぞれ	43
(2) なぜ傷つきに早期に対応することが重要か	43
(3) 傷つきには学校全体で対応すること	44
(4) 保護者の協力も必要	45
(5) 教職員の負担の軽減	46
2. 具体的な提言	46
(1) 所沢市内の子どもに関わる他の機関との連携を強めること	46
(2) いじめ発見のための相談窓口を設置すること	47
(3) 各学校における学校いじめ防止基本方針の実行度の調査、効果の検証 を行うこと	47

はじめに

当委員会は、調査を行うに当たり、まずは調査対象を明確化するために被害児童の側と、被害児童及び保護者と協議を行い、被害児童及び保護者の要望を整理した。

その結果、調査の対象は5年以上前の小学1年次の出来事まで遡ることとなった。関係した児童らの年齢、時間の経過により、調査に必要となる資料（当事者らの記憶も含め）は十分に収集できたとはいえない。

しかし、当委員会は、被害児童側から提出された資料を丁寧に検討し、いじめの認定を行った。いじめの認定については、いじめとされた行為に関わった当事者にとっては、最大の関心事といってもよく、いじめの認定結果が注目されることも多い。しかし、「いじめ」の定義からすれば、いつどこで「いじめ」が起こっても不思議はなく、「いじめ」の程度や態様も様々となる。

そうだとすれば、「いじめ」の認定結果と同程度かそれ以上に、「いじめ」をどのように評価するかということも、いじめ再発防止にとっては重要となると考え、当委員会は「いじめ」の評価を行った。本調査報告書をご覧になる方には、本報告書の部分部分をつまみ食いするように読むのではなく、全体の構成を意識しながら読んでいただきたい。

本報告書における提言は、新たな施策の策定を求めるものではなく、既に策定されている施策の実効化を求めるものである。学校、教育委員会、所沢市、保護者が一体となって、子どもの有形無形の声を聴き、子どもの権利を基盤とするアプローチ (child rights-based approach) に基づき施策の実効化に取り組んでいただきたい。

第1 調査会の設置と活動内容

1 調査開始までの経緯（いじめに関わる主なもの）

（1）児童のプロフィール

平成22年（2010年）[]生まれ。[]さん（以下「[]さん」という。）には[]妹 []がいる。

平成29年（2017年）4月、所沢市立[]小学校（以下「本件小学校」という。）に入学した。

4年次（令和2年（2020年））の夏休み以降に不登校となった。

5年次（令和3年（2021年））の4月からは、登校を再開したが、夏休み以降に不登校となった。

6年生になる際（令和4年（2022年）4月）、所沢市立[]小学校に転校した。

なお、[]さんの妹である[]さんは2年次に担任から完食指導を受け、2年次の6月ころから欠席するようになったとされている。

（2）本件小学校の対応

本件小学校が[]さんに対するいじめを認知したのがいつの時点であるのかについて記録は存在せず、その時期を特定することはできなかった。

ただし、[]さんが4年次の令和2年（2020年）10月、[]さんは、[]相談員（心のふれあい相談員）に、他の児童が日々嫌な気持ちになることを言ってくると話をしている。同月に保護者が教頭、[]教諭と面談をした。その後、11月上旬に教頭が学年集会で児童らに対しいじめ予防についての話をしている。

したがって、令和2年（2020年）10月頃から、本件小学校は[]さんへのいじめ対応をしているようには思えるが、この時点でどのような組織的対応がなされていたかは不明である。

(2) 調査会の活動

ア 調査会の委員

任期：令和4年12月5日から令和5年11月28日まで

	区分	氏名	所属団体等（令和5年10月31日時点）
委員	心理師	赤池あゆみ	埼玉県スクールカウンセラー
委員	医師	舟橋敬一	埼玉県立小児医療センター
委員	弁護士	前野雅敬	埼玉弁護士会
委員	弁護士	森田智博	埼玉弁護士会

調査会の委員は4人で構成されている。委員長は置かなかった。

イ 委員の活動状況

当調査会は、令和4年12月5日に第1回を開催して以来、18回開催した。

その他WEBなどによって会議を行った。

ウ 委員の調査の経過

回	日	活動	内容
1	令和4年12月5日 (月)	調査員打合せ	・事案の概要および経緯の説明 ・今後の予定について確認 ・役割分担 ・意見交換
2	令和5年1月16日 (月)	調査員打合せ	・調査の進め方の確認 ・意見交換
3	令和5年2月6日 (月)	調査員打合せ	・調査の進め方の確認 ・意見交換
4	令和5年3月9日 (木)	調査員打合せ	・聴取りについて ・意見交換
5	令和5年3月12日 (日)	支援団体との 打合せ	
6	令和5年3月17日 (金)	聴取り	・被害生徒、父、母、支援団体
7	令和5年3月20日 (月)	調査員打合せ	・意見交換 ・今後の調査日程の確認
8	令和5年3月29日 (水)	聴取り資料の 分析	・被害生徒の聴取り内容の分析
9	令和5年4月3日 (月)	調査員打合せ	・意見交換

10	令和5年4月17日 (月)	聴取り	・2・5年次担任、4年次担任 生徒指導主任
11	令和5年4月24日 (月)	聴取り	・校長、養護教諭、市教委事務局
12	令和5年5月8日 (月)	調査員打合せ	・意見交換
13	令和5年5月25日 (木)	聴取り	・教頭、相談員、児童 (調査員が 聴取りへの協力を依頼し、同意 のあった児童)
14	令和5年5月29日 (月)	聴取り	・1年次担任、3年次担任 相談員
15	令和5年6月5日 (月)	調査員打合せ	・意見交換
16	令和5年6月19日 (月)	聴取り	・児童 (調査員が聴取りへの協力を 依頼し、同意のあった児童)
17	令和5年7月10日 (月)	聴取り	・被害生徒、父、母、支援団体
18	令和5年10月31日 (火)	経過報告、意見聴取	・父、母、支援団体

エ 提出

令和5年11月28日、いじめ問題対策委員会に対し、調査報告書を提出した。

第2 ■さん及び保護者の要望の整理

1 調査事項

当調査会は、調査に当たり、■さん及び保護者と面談等を行い、調査の対象について■さん及び保護者とともに整理した。

2 調査対象となる「行為」の特定

■さん及び保護者の主張している「行為」は以下のとおりであり（時系列に沿うように整理しているが細かな時期は不明なものが多い。）、これらを調査の対象とする。

(1) 1年次

- ア 同級生が■■■さんに虫を投げつけたり、ランドセルに虫を入れようとしたこと (行為①)
- イ 同級生が■■■さんの鉛筆を取ったこと (行為②)
- ウ 同級生が■■■さんの名札を隠したこと (行為③)
- エ 同級生が■■■さんの消しゴムに穴をあけること (行為④)
- オ 同級生が■■■さんを廊下でつまずかせること (行為⑤)

(2) 2年次

- 同級生が■■■さんに土下座をさせたこと (行為⑥)

(3) 3年次

- ア 同級生が■■■さんに暴言を言ったこと (行為⑦)
- イ ■■■さんが同級生の机を掃除していなかったことについて、同級生が■■■さんに腹を立てていたこと (行為⑧)
- ウ ■■■さんが同級生からオニばかりやらされていたこと (行為⑨)

(4) 4年次

- ア 同級生が■■■さんに暴言や嫌がらせをしていること (行為⑩)
- イ 同級生が■■■さんに学級掃除の時間に嫌なことを言っていること (行為⑪)
- ウ 同級生が■■■さんをにらんだり、バカと言ったりすること (行為⑫)
- エ 同級生が■■■さんを休み時間中にコソコソ悪口を言っていること (行為⑬)

(5) 5年次

- ア 同級生が■■■さんに委員会の帰りに保健室のコロナ用ドアシートを顔にぶつけたこと (行為⑭)
- イ 同級生が、体育の3人組の活動のときに、■■■さんの役割を交代してくれないこと (行為⑮)

たとのことであり、このことを1年次担任に相談し、1年次担任がいじめを行ったとされる児童に指導をしたものの、「その場限りの指導に終わっていた」とのことであり、「根本的な解決には至らなかった」とのことである。

なお、1年次の■■■さんへのいじめについての記録は残されていない。

- 4 2年次（平成30年（2018年）4月から平成31年（2019年）3月まで）

■■■さんは、2年■■■組に所属していた。担任は■■■教諭であった。

2年次の■■■さんへのいじめについての記録は残されていない。

- 5 3年次（平成31年（2019年）4月から令和2年（2020年）3月まで）

■■■さんは、3年■■■組に所属していた。担任は■■■教諭であった。

令和元年（2019年）6月中旬ころから登校渋りが始まった。登校状況については、登校班で来たり、母親が運転する自動車と妹と一緒に登校することもあった。また、担任などが家庭訪問をしたこともある。欠席日数は16日（発熱による風邪症状1日、風邪1日、腹痛6日、体調不良6日、通院2日）であり、遅刻は7回（気分不良1日、体調不良2日、通院4日）、早退は1回（通院1日）であった。

■■■さんの保護者は、所沢市立教育センター（以下「教育センター」という。）に、令和元年（2019年）9月から令和2年（2020年）12月の間に5回にわたり、■■■さんに対するいじめと■■■さんの妹に対する担任教諭の不適切指導について、相談をした。■■■さんの保護者によると、教育センターは保護者の話を受け止めはするが、教育センターから見解を保護者にフィードバックすることはなく、また組織的な対応や支援には繋がらなかったとのことで、教育センターが本件小学校に連絡したとの報告は受けたものの、具体的なやり取りについての内容については保護者に対し説明されなかったとのことである。

6 4年次（令和2年（2020年）4月から令和3年（2021年）3月まで）

■さんは、4年■組に所属していた。担任は■教諭であった。

■さんの保護者によると、4月からいじめ被害の頻度が増加し、4年次担任及び周囲の児童からの助けもなかったことなどから、■さんは不調を訴え、登校を渋ることが増えたとのことである。4年次担任がいじめ被害に十分な対応をしなかったことから、2学期以降には継続的な不登校に至ったとのことである。■さんは、教室内でも孤立し、母親が■さんの登校に付き添った際に母親の後ろに隠れ、廊下を歩く際には極端に壁沿いを歩くななどの異変が見られるようになったとのことである。

教職員も、2学期以降欠席数が増えたと記憶している。

10月頃、母親が学校に電話をし、■さんが、クラスの子からいじめを受け担任が対応したが、数日後、教員のいないところで、いじめが再開したこと、1年の頃の物隠しを思い出してしまうこと、これまでの積み重ねで「どうせまた」と疲れてしまっていることなどを、担任に伝えたとのことである。また、10月に■さんも、■相談員に、他の児童が嫌な気持ちになることを言ってくると話をしている。

10月以降、■さんの保護者は、本件小学校の管理職に■さんに対するいじめと■さんの妹に対する担任教諭の不適切指導について報告し、学校側での問題把握、改善の取り組み、■さんに対する教育支援を強く求めたとのことである。

■さんの保護者は、■教頭が■さんと同学年児童全員に対して、いじめ防止の授業を行なったとの報告を受けたが、それ以外の取り組みがあったかどうかを含めて学校側からのフィードバックはなかったとのことである。

11月4日の放課後、■さんの保護者は、学校を訪れ、教頭や担任などと面談し、■さんがこれまで児童から受けたことを記載した書面を提出し、今後のことについて協議をした。

■さんの保護者は、12月以降、本件小学校の担任教諭・管理職、教育センターに相談し、事実の確認、改善の取り組みを要望しても明確な回答がなかったことから、県教委に相談した。県教委からの紹介により市教委と12月に連絡を取り、相談を開始した。この点についての学校側の記録は存在しない。

■さんの保護者によると、■さんの保護者は、本件小学校のこれまでの取り組みに対し、市教委としてどのように判断し、今後どのように取り組むかをまとめ、報告してほしいと依頼したとのことである。市教委は校長に対し、学校側が保護者の要望をよく確認し、丁寧に対応するよう指導するとともに、市教委が必要と判断した際にはフォローするとの回答をした。その後市教委が学校側といつ、どのように面談し、どのような判断に至ったかなどについて、市教委から保護者に対してのフィードバックはなかったとのことである。この点についての学校側の記録は存在しない。

令和3年(2021年)1月、■さんの保護者は、校長などと、■さんのケース会議を行い、2月には1月のケース会議を受けた今後の方針を協議し、2月26日には■さんのこれまでの状況をまとめた書面を提出した。

7 5年次(令和3年(2021年)4月から令和4年(2022年)3月まで)

■さんは、5年■組に所属していた。担任は■教諭であった。

■さんの保護者によると、■さんは、1学期は5年次担任のサポート等により遅刻などもあるが登校できていたということである。しかし、いじめが継続していたことにより、2学期以降は継続的な不登校が再発したとのことである。2学期以降、5年次担任の空き時間に週1回の個別支援が行われたが、5年次担任を除く学校側の組織的な取り組み等はなかったとのことである。

令和3年(2021年)2月以降、■さんの保護者と本件小学校とで複数回の面談が行われた。2月、学校側から、■さんの保護者に対し、■

さん及び■■■さんの妹に対する教育支援プラン（個別教育支援プラン）の提示があった。■■■さんの保護者は、保護者が学校に説明した■■■さんと■■■さんの状況をもとに教育支援プランが作成されており、学校として内容を吟味して作成されたものではないと感じたとのことであり、その後支援プランに対する進捗報告もなかったとのことである。

■■■さん及び保護者は、本件小学校に在籍しても、学校側の対応の改善を期待することはできないと、令和3年（2021年）12月に市教委に対し、いじめ被害を原因とした所沢市内の他小学校への転校の申し入れを行なった。市教委からは、いじめによる不登校を理由とした転校の申し入れは認めていないが、■■■さんの妹が転校をすることから、この転校に伴って兄妹の転校を認めるとの回答があった。

第4 「いじめ」の認定

1 検討の順序

当調査会では、対象児童・対象児童保護者の主張している「いじめ行為」（具体的ないじめ行為については後記の「4 検討対象となる「行為」の特定」を参照のこと）について、対象児童及び対象児童保護者との面談、本件小学校の教職員等との面談、対象児童の同級生への書面調査に基づき検討した。なお、当調査会が行った認定においては■■■さん側の記録によるところが多かった。その理由は、学校側が保存していた■■■さんに関する記録に限界があった点、当調査会が行った児童に対する調査及び教職員に対する調査に限界があった点にある。

そして、第1に、その「行為」が証拠に基づいて認定できるかどうか、第2に、その「行為」が認定された場合、「いじめ」行為といえるかどうか、第3に、「いじめ」がどのように評価できるか、第4に、「いじめ」の評価結果に基づいて学校側がどのような対応をし、対応をすべきであったかなどを検討し

つつ、再発防止について検討する。

2 「行為」が「いじめ」に当たるかについての考え方

「いじめ」とは、法によれば、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25（2013）年10月11日文科科学大臣決定。以下「国基本方針」という。）は、いじめであるかどうかの判断については、表面的・形式的に判断するのではなく、あくまでも、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要であるとしている点は重視すべきである。

「心身の苦痛（傷つき）」は、その子どもがいる人間関係に依存しており、いじめとは見えない些細な行為であったとしても、一定の人間関係の中では、その子どもが、心身の大きな苦痛を受けていることもある。そうした行為を受けている子どもは、その被害の声を上げにくく現に被害の声をあげることは少ない、他方、それを行っている子どもも、「たいしたことがない」と考えておりいじめとの認識も低く、いじめを発見するのは難しい。また、こうしたいじめを行う側といじめを受ける側の意識にギャップがあるからこそいじめが起こりうるものであるとも言える。さらに、そうした行為は、周囲から気づかれにくいことから、「傷つき」が徐々に進行していることも多く、結果として、それが重大な事態に至ることもある。したがって、いじめは、当事者にとって重大な問題であることは言うまでもないが、教職員にとっても、発見されにくく、深刻化しやすく、収束させるのも困難が伴うという、難しい問題である。その意味で、いじめ防止等対策に当たる教職員は、これまで経験的に理解してきた「いじめ」に対する見方から脱却して、こうした関係

性に気づく必要がある。いじめは単に当事者の問題と捉えるのではなく、集団の中で生じる問題であるということである。

一見、いじめとは見えない行為、またはいじめを行った子どもがたいしたことはないと考えているような行為であっても、これを受けた子どもが深く傷ついていることも多い。いじめであるかどうかは、かかる傷つきによって判断をすることとなるが、傷ついているかどうかは、本人の苦痛の様子を示す証言や様子もさることながら、その時点での、これを受けた子どもの人間関係および関係性の変化の中で注意深く判断されなければならない。

これらの観点を踏まえた上で、「いじめ」に当たるかを判断することになる。本調査においては、すでに述べたとおり、学校側に保存されている資料が少ないこともあり、主に当調査会が行った聴取り結果や■さん側から提出された書面によって、■さんの人間関係および関係性の変化の中で、「いじめ」に当たるかを判断することになる。

3 「いじめ」を評価することについて

すでに述べたように、「いじめ」の定義は広く、一見して重大な加害行為も含まれれば、一見、いじめとは見えない行為、またはいじめを行った子どもがたいしたことはないと考えているような行為であるもののこれを受けた子どもが傷ついているものも含まれる。このようにいじめであるかどうかは、受けた側の傷付きによって判断されることになるが、実際にどのような行為が存在したか、なぜそのような行為がなされたのかといういじめをしたとされる側の事情も重要である。その理由は、学校側がどのような対応（いじめをしたとされる側には指導、いじめを受けたとされた側には支援）ができたのかを検討する必要があり、いじめをした（一見いじめとは言えないような行為でも、受け手の事情によってはいじめになり得る）側の事情の検討なくしては「いじめの再発防止を図る」ことはできず、いじめの事実関係を明らかにしたいといういじめを受けたとされる児童の思いにも応えることもできないからである

などというのが主なものである。こういった理由からいじめをしたとされる側の事情を検討するのであって、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないことには注意が必要である。つまり、できる限りいじめに関する事実を明らかにし、そのいじめを適切に評価して、適切に評価されたその事実をできるだけ多くの人に理解してもらい、学校側がどのような対応ができたのかを検討し、いじめの再発防止を図る必要があるということである。

ここで、たとえ「いじめ」が適切に評価されたとしても、多くの人にそのことを理解してもらうためには課題が存在する。その課題とは、「いじめ」の定義が広く、冒頭で述べたように、「いじめ」には、一見して重大な加害行為も含まれれば、一見、いじめとは見えない行為、またはいじめを行った子どもがたいしたことはないと考えているような行為も含まれるということであり、そのことにより、当事者、保護者、学校関係者、児童生徒が抱く「いじめ」のイメージがそれぞれ異なるということである。この課題が、「いじめ」の認知が増え現場の負担が増えすぎるといふ言説、「いじめ」が発生したのだからいじめをした児童生徒に責任を取らせるべきといふ言説、「いじめ」がゼロになるようにする義務が学校側にはあるといふ言説、本人からの申告がないと「いじめ」を認知しないなどという過大な言説が生まれることの要因の一つとなっているのではないかと危惧される。

本件でこれらの言説が生まれているかどうかはともかく、本報告書を実効的なものとするために、「いじめ」の類型を検討し、その類型ごとの学校側の対応を評価したい。

繰り返しになるが、「いじめ」の態様が周囲から見れば大したものでもなくとも「いじめ」を受けた側は深く傷つくことがあれば、「いじめ」の態様が周囲から見れば悪質であったとしても「いじめ」を受けた側が傷ついていない場合もある。前者の場合には、「いじめ」をした側を強く指導することよりも「い

じめ」を受けた側を支援することの方が重要かもしれず、後者の場合には「いじめ」をした側を強く指導することが必要であるが「いじめ」を受けた側への支援はそれほど必要でないかもしれない。このように、学校側がどのように「指導」や「支援」を行うかについては、発生した「いじめ」を適切に評価することなくしては判断できないと考える。

4 検討対象となる「行為」の特定

検討対象となる「行為」は以下のとおりである（時系列に沿うように整理しているが細かな時期は不明なものが多い。）。

(1) 1年次

- ア 同級生が■■■さんに虫を投げつけるなどしたこと（行為①）
- イ 同級生が■■■さんの鉛筆を取ったこと（行為②）
- ウ 同級生が■■■さんの名札を隠したこと（行為③）
- エ 同級生が■■■さんの消しゴムに穴をあけること（行為④）
- オ 同級生が■■■さんを廊下でつまずかせること（行為⑤）

(2) 2年次

- 同級生が■■■さんに土下座をさせたこと（行為⑥）

(3) 3年次

- ア 同級生が■■■さんに暴言を言ったこと（行為⑦）
- イ ■■■さんが同級生の机を掃除していなかったことについて、同級生が■■■さんに腹を立てていたこと（行為⑧）
- ウ ■■■さんが同級生からオニばかりやらされていたこと（行為⑨）

(4) 4年次

- ア 同級生が■■■さんに暴言や嫌がらせをしていること（行為⑩）
- イ 同級生が■■■さんに学級掃除の時間にいやなことを言っていること（行為⑪）
- ウ 同級生が■■■さんをにらんだり、バカと言ったりすること（行為⑫）

エ 同級生が■■■さんを休み時間中にコソコソ悪口を言っていること（行為⑬）

(5) 5年次

ア 同級生が■■■さんに委員会の帰りに保健室のコロナ用ドアシートを顔にぶつけたこと（行為⑭）

イ 同級生が、体育の3人組の活動のときに、■■■さんの役割を交代してくれないこと（行為⑮）

ウ 同級生が、■■■さんに係決めるときに別の係に移らせようとしていたこと（行為⑯）

エ 同級生が、■■■さんに体育館移動のときに列の後ろからちょっかいを出していたこと（行為⑰）

5 「行為」が「いじめ」に当たるか

(1) ■■■さんの傷つき

■■■さんとの面談、その他の記録を検討した結果、■■■さんは、その原因は不明であるが、他の児童に比べ感受性が強い部分が存在する。そのため、他の児童の多くが受け流してしまうような出来事も、■■■さんにとっては恐怖を引き起こすことがあったのではないかと思われる。

また、特に、小学校低学年頃は、児童の発達段階から検討すると、物事を筋道たてて考えることや相手の立場に立って考えることは難しく、他人の立場に立って他者の気持ちを想像したり、自分の言動の与える結果を予測したりすることは難しいことから、いじめを受けたとされる側に着目するとそんなことで苦痛を感じるのかと思うような対応をされたとしても苦痛を感じやすく、いじめをしたとされる側に着目するといじめを受けたとされる側が苦痛を感じていることに気づくことが難しい。

これらの事情を前提として、■■■さんは小学校1年次から数名の児童からの行為によって傷ついていることを保護者に伝えていることからすると、■■■さんは小学校1年次から周りの児童や大人から見たら冗談として受け

取れるような他の児童からの行為によっても、苦痛を感じやすい状態にあったと言える。

その後も、■■■さんを気にかけてくれる友達や教職員もいたが、苦痛を感じやすい状態が解消されたような事情は存在せず、傷つきやすい状態は継続した。

(2) 傷つきを前提として「いじめ」と認定できるか

ア 行為① (虫)

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、■■■さんは、1年次に同級生の■■■さんから下校班での下校中に虫を投げつけられるなどしたとのことである。■■■さんは当該事実を否定しており、1年次担任も当調査会による聴取において当該行為について「初めて聞いた」と述べているため、具体的な日時や行為態様を認定することは困難であった。

もっとも、令和5年(2023年)3月に当調査会が本件小学校の同級生を対象に行ったアンケート調査では、複数の児童が、同級生の男子児童による下校中の当該行為について聞いたことがあるなどと回答しており、2年次担任の供述によれば■■■さんの下校班のメンバーのうち■■■さん以外の男子児童は■■■さん、■■■さんのみであったとのことである。

そうすると、■■■さん及び■■■さんの保護者の供述内容を否定する具体的な根拠が存在せず、約6年前の出来事であるため■■■さんの印象には残っていなかったとしても無理からぬ事情があることを踏まえれば、■■■さんが■■■さんと同じ下校班で下校する途中で虫を捕まえて、■■■さんの体に近づけるなどという行為をしたという事実が存在したものと認定すべきである。

そして、上記行為は、虫を好きでない児童が虫を近づけられれば通常は嫌悪感を覚える行為であることからすると、■■■さんに心身の苦痛を感じさせるものであったと考えることが自然であり、■■■さんも母親に当該事実を申

告して心身の苦痛を訴えている。その上で、(1)のとおり、■■■さんが小学校1年次から他の児童から受けた行為に対して苦痛を感じやすい状態であり、■■■さんが記憶していないような些細な行為であったとしても、■■■さんは傷ついていた。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

イ 行為② (鉛筆)

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、■■■さんは、1年次に同級生の■■■さんから鉛筆をとられ、後日、■■■さんの母親から■■■さんの保護者に返却されたとのことである。

また、■■■さんの保護者は、同級生の保護者から、■■■さん以外の児童も同様の行為をされたという話を聞いている。

以上の事実関係については、これを否定する具体的事情が存在しない以上、■■■さんは、鉛筆を■■■さんにとられたと認定するのが妥当である。

そして、■■■さんとしては、■■■さんから筆記用具を取られていたことを知り、■■■さんの母親に申告することで自身の傷つきを訴えている。その上で、(1)のとおり、■■■さんが小学校1年次から他の児童から受けた行為に対して苦痛を感じやすい状態であったことからすれば、当時、心身の苦痛を感じていたといえることができる。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

ウ 行為③ (名札)

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、■■■さんは、1年次に同級生の■■■さん及び■■■さんから名札を隠されたとのことである。具体的には、■■■さんが朝登校した時に名札が見当たらず、その日の掃除の時間に■■■さんの机の中から■■■さんの名札が見つかったことで、■■■さんが■■■さんの名札を持ち出し、■■■さんが名札を隠したことが発覚したとのことである。

■■■さんの1年次担任の供述によれば、本件小学校では、名札は下校時に外して小学校に置いて帰り、登校時に着けるように指導していた。

また、1年次担任の供述によれば、■■■さんの母親は、1年次担任との面談の際に、上記2名の名前を挙げて被害を申告していたとのことである。

そうすると、以上の関係者の供述内容を否定する具体的事情が存在しない以上は、■■■さんは、下校前に名札を外した際、■■■さん、■■■さんの2名から名札を隠されたという事実が存在したと認定することが妥当である。

そして、■■■さんは、同級生の■■■さん、■■■さんから名札を隠されたことについて、母親や1年次担任に申告することで自身の傷つきを訴えていた。その上で、(1)のとおり、■■■さんが小学校1年次から他の児童から受けた行為に対して苦痛を感じやすい状態であったことからすれば、心身の苦痛を感じていたということが出来る。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

エ 行為④ (消しゴム)

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、■■■さんは、1年次に同級生の■■■さん及び■■■さんから消しゴムを取られ、穴をあけられて破損されたとのことである。

また、上記の行為③と同様、1年次担任の供述によれば、■■■さんの母親は1年次担任との面談の際に、上記2名の名前を挙げて被害を申告していたとのことである。

他方、これらの行為を目撃した者はおらず、上記2名もこれらの行為を記憶していない。また、参観日に「消しゴムを返還された」とする記録も存在し、当事者の記憶が行為②と混同している部分もあると思われ、■■■さん及びその保護者の記憶にあいまいな部分もある。

しかし、■■■さん及び■■■さんの母親の供述を否定する具体的事情が存在

しない以上、**■**さんは、誰であるかは特定できないが同級生に消しゴムを取られ、穴をあけられて破損されたという事実が存在したと認定することが妥当である。

そして、**■**さんは、同級生に消しゴムを取られ、穴をあけられて破損されたことについて、母親や1年次担任に申告することで自身の傷つきを訴えていた。その上で、(1)のとおり、**■**さんが小学校1年次から他の児童から受けた行為に対して苦痛を感じやすい状態であったことからすれば、心身の苦痛を感じていたといえることができる。

したがって、具体的な行為者は特定できないものの同級生から消しゴムを取られた行為はいじめに当たると認定できる。

オ 行為⑤（廊下）

■さん及びその保護者からの聴取によれば、**■**さんは、1年次に同級生の**■**さんから廊下で足を故意に出してつまずかせようとされたとのことである。

また、令和5年（2023年）3月に当調査会が本件小学校の同級生を対象に行ったアンケート調査では、**■**さんが当該行為に及んでいた状況を目撃したとの回答があった。

さらに、上記行為③及び行為④の各行為と同様、1年次担任の供述によれば、**■**さんの母親は1年次担任との面談の際に、上記の名前を挙げて被害を申告していたとのことである。

以上の関係者の供述を否定する具体的事情が存在しない以上、**■**さんは、**■**さんから、廊下で足を故意に出してつまずかせようとされた事実が存在したと認定することが妥当である。

そして、**■**さんは、同級生の**■**さんから廊下でつまずかせようとされたことについて、母親や1年次担任に申告することで自身の傷つきを訴えていた。その上で、(1)のとおり、**■**さんが小学校1年次から他の児童

から受けた行為に対して苦痛を感じやすい状態であったことからすれば、心身の苦痛を感じていたといえることができる。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

カ 行為⑥（土下座）

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、■■■さんは、2年次に同級生の■■■さんから下校班での下校中に道端で土下座を何度も強要されたとのことである。

この点、令和5年（2023年）3月に当調査会が本件小学校の同級生を対象に行ったアンケート調査では、下校班のメンバーの誰かが当該行為に及んでいた状況を目撃したとの回答があった。

さらに、■■■さんの母親は、上記の出来事について他の保護者からの電話により事実を確認し、翌日に2年次担任に伝えて事実確認を依頼し、指導が行われたと報告を受けているとのことである。

5年以上前の出来事であることもあって、2年次担任からは以上の事実関係の有無や対応に関する具体的な説明を得られなかったが、2年次担任としても、■■■さん及び■■■さんの母親が、下校班のメンバーとの関係で悩みを抱えていたことは当時に聞いていたと供述している。

以上の事情からすれば、■■■さんは、同級生の■■■さんから下校班での下校中に土下座を何度も強要された事実が存在したと認定することが妥当である。

そして、■■■さんは、同級生の■■■さんから下校班で土下座を何度も強要されたことについて、母親や2年次担任に申告することで自身の傷つきを訴えていたことからすれば、心身の苦痛を感じていたといえることができる。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

キ 行為⑦（同級生の暴言）

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、■■■さんは、3年次に同級

生の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんらから、日常的に「死ね、うざい、きもい、消えろ、バカ、この世にいらなくてよい、なんで生きてんの」などの暴言を言われていたとのことである。

また、■■■■さんからの聴取によれば、■■■■さんは、3年次の2学期の音楽の授業中に、■■■■さんから、リコーダーに唾をとばされたと因縁をつけられ、「(先生に)クレームを入れるぞ」などと語気強く文句を言われたとのことである。

以上の点について、■■■■さんは、3年次に作成した「■■■■アンケート(ていがくねん)」において「ともだちに、からかわれたり、わるぐちをいわれたり、いやなことをいわれたりしたことはありますか」との質問に対し「いまもある」と回答し、「なやんでいることやこまっていることがあったらかいてください。」との質問に対し「■■■■さんにいやなことをいわれている。」と回答することで被害を申告していた。

また、令和5年(2023年)3月に当調査会が本件小学校の同級生を対象に行ったアンケート調査では、■■■■さん、■■■■さんを含む男子児童が上記の暴言を言っていた状況を目撃したとの回答があった。

さらに、本件小学校作成の令和元年(2019年)7月3日付け「面接シート」及び■■■■さんの母親の供述によれば、■■■■さんの母親は、上記の事実を3年次担任に申告して指導を依頼し、「3年次担任から■■■■さんに対する指導が行われ、■■■■さんに対する謝罪があったとのことである。

以上の事情からすれば、上記のとおり、■■■■さんは、■■■■さん■■■■さんら同級生の男子児童らから、日常的に暴言を言われていた事実が存在したと認定することが妥当である。

そして、■■■■さんは、上記のとおり日常的に暴言を言われ続けたことについて、「心がポキッと折れるようだった。」「何度も言われていたら学校行けなくなる。」と母親に伝えており、3年次から欠席しがちになってしまっている

のであり、心身に重大な苦痛を感じていたとすることができる。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

ク 行為⑧（掃除をしていなかったことに腹を立てる）

■さん及びその保護者からの聴取によれば、■さんは、3年次に同級生の■さんから、掃除の後に自分の机が汚かったことについて「おい、なんで俺のが汚ねーんだよ」などと文句を言われて腹を立てられたとのことである。

上記行為⑦について認定したとおり、■さんは、3年次に■さんから日常的に暴言を言われており、■アンケートにおいても「なやんでいることやこまっていることがあったら教えてください。」との質問に対し「■さんにいやなことをいわれている。」と回答していた。

また、令和5年（2023年）3月に当調査会が本件小学校の同級生を対象に行ったアンケート調査においても、■さんが掃除の時間に上記の発言をしたことについて、遠くから目撃していたとの回答が存在する。

以上の事情からすれば、上記のとおり、■さんは、■さんから、掃除の時間に上記の発言を受けた事実が存在したと認定することが妥当である。

そして、■さんは、上記の■さんの発言に対して、■さんの保護者に「文句を人のせいにして言ってくるのが嫌だ。しつこいし僕はやっていないのに。」との心情を述べており、3年次には上記の行為⑦の暴言を受けていたこととも相まって、心身に苦痛を感じていたとすることができる。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

ケ 行為⑨（オニ）

■さん及びその保護者からの聴取によれば、■さんは、3年次に同級生から、鬼ばかりをやらされていたとのことである。

上記行為⑦や行為⑧について認定したとおり、■さんは、3年次に■

■さん、■さんら同級生の男子児童らから日常的に暴言を言われたり、不合理な理由により腹を立てられて文句を言われることがあり、鬼ごっこで鬼ばかりやらされていたという事実についても、その一連の行為の中で行われていたものと推察される。

また、3年次担任の供述によれば、■さんは3年次担任に対し、「自分が言いたいことを、友達に言ってもなかなか受け入れてくれない」ことについて相談し、その事情の一例として、休み時間のドッジボールなどの遊びの中で、自分が言ったことをなかなか友達が受け入れてくれなかったことなどを挙げていたとのことである。

以上の事情からすれば、■さんは、3年次に同級生から行為⑦の暴言を受けるとともに、休み時間に、鬼ばかりやらされるなど理不尽な扱いを受けていた事実を認定することが妥当である。

そして、■さんは、鬼ばかりやらされたことについて、■さんの保護者に対して「楽しくない。」「話せる友達もいるけど、それ以上にしんどいことがあって、心がカビているような感じでボロボロだ。」との心情を述べており、3年次には上記の行為⑦の暴言を受けていたこととも相まって、心身に苦痛を感じていたということが出来る。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

コ 行為⑩（暴言や嫌がらせ）

■さん及びその保護者からの聴取によれば、■さんは、4年次の2学期以降に、同級生の■さんから、日常的に「キモイ、うざい、バカ、邪魔、うるさい、アホ、使えない、早くやれよ」などの暴言や嫌がらせを受けていたとのことである。

■さんは、1年次に上記行為③ないし行為⑤の行為を■さんから受けていたが、2年次及び3年次は別のクラスになったため、■さんとの関わりはなくなっていた。

しかし、4年次で再び■■■■さんと同じクラスになり、コロナウイルス感染症対策のための分散登校が明けた2学期の始めから、■■■■さんからの暴言や嫌がらせを受けるようになってしまった。

この点については、令和2年（2020年）10月26日に■■■■さん及び■■■■さんの母親が本件小学校の相談室を訪問した際に、相談員が■■■■さん本人から聴取した内容として「■■■■さんが、日々、嫌な気持ちになることを言う」「先生には気付かれないようにやっている。」「彼女ひとりと言う（母補足：周りにも「だよ」と共感を誘いかけている）。」「先生に指導されても数日で元に戻る。」などと記録されている。

また、4年次担任の供述によれば、■■■■さんからは、9月の前半に■■■■さんから1年次に受けていた嫌がらせを思い出して怖い思いをしているため、近くの席にならないように席を替えてほしいとの申告を受け、対角線上の一番遠い席に席替えをして距離を離すなどの対応をしたとのことである。

以上の事実関係からすれば、■■■■さんは、同級生の■■■■さんから、日常的に暴言や嫌がらせを受けていたという事実を認定することが妥当である。

そして、■■■■さんは、上記のとおり1年次に受けた嫌がらせを思い出し、4年次になっても日常的に暴言や嫌がらせを受けたことによって、学校を欠席しがちになってしまっていることからすれば、心身に重大な苦痛を感じていたといえることができる。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

サ 行為⑪（嫌なことを言っている）

■■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、4年次の2学期以降に、同級生の■■■■さんが掃除の時間に掃除をちゃんとせずに箒を担当して楽をしつつ、■■■■さんに雑巾を投げ、「首のコルセット、格好悪いよね。」「掃除をやらないのはズルだからね。」など嫌なことを言うなどしていたとのことである。

■■■さんは、4年次の2学期の始めから、■■■さんから上記の行為⑩の日常的に暴言や嫌がらせを受けるようになってしまっており、掃除の際にも■■■さんによる嫌がらせの一環として上記の言動を受けていたものと考えられる。

この点については、令和2年（2020年）10月26日に■■■さん及び■■■さんの母親が本件小学校の相談室を訪問した際に、相談員が■■■さん本人から聴取した内容として「首のコルセットについて変と言ってくる」、「自分より弱いとか、言い返さない人を狙っていると思う。」「自分以外だと■■■さん（掃除の時間、雑巾で嫌がらせをしているのを目撃）」などと記録されている。

また、令和5年（2023年）3月に当調査会が本件小学校の同級生を対象に行ったアンケート調査では、上記の■■■さんの言動を目撃したとの回答が含まれていた。

以上の事実関係からすれば、■■■さんは掃除の時間に楽しつつ、■■■さんに対して雑巾を投げたり、嫌なことを言うなどしていた事実を認定することが妥当である。

そして、■■■さんは、行為⑩の日常的な暴言や嫌がらせと相まって、■■■さんによる掃除の行為を受けたことにより、学校を欠席しがちになってしまっていることからすれば、心身に苦痛を感じていたということができ

る。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

シ 行為⑫（にらんだり、バカ）

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、4年次の2学期以降に、■■■さんは、同級生の■■■さんから授業中によくにらまれていたとのことである。

具体的な席の場所、タイミングや態様については、当委員会が聞き取った

内容や調査をした資料に変遷があったり、食い違いが存在する。

しかし、■■■さんは、■■■■さんから上記の行為⑩の日常的な暴言や嫌がらせを受けており、令和2年（2020年）10月26日に■■■さん及び■■■さんの母親が本件小学校の相談室を訪問した際に、相談員が■■■さん本人から聴取した内容の中にも「にらみつけてくる」との記録があることからすると、■■■■さんから何度もにらまれていたものと考えられる。

そして、4年次担任の供述によれば、4年次担任は■■■さんから上記被害についての申告を受けて、■■■さんと■■■■さんの席を対角線上の一番遠いところまで離して対応したとのことである。

そうすると、■■■さんとしては、■■■■さんから、授業中に何度もにらまれていたことにより、上記の行為⑩の暴言や嫌がらせを受けていたことと相まって、心身に苦痛を感じていたことが認められる。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

ス 行為⑬（コソコソ悪口）

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、4年次の2学期以降に、同級生の■■■■さんが休み時間中にも、同級生との間でコソコソと■■■さんの悪口を言っていたとのことである。

既に繰り返し述べているとおり、■■■さんは、4年次の2学期以降、■■■■さんから上記の行為⑩の日常的に暴言や嫌がらせを受けるようになってしまっており、上記の休み時間中の悪口についても、■■■■さんによる嫌がらせの一環として行われていたものと考えられる。

なお、令和5年（2023年）3月に当調査会が本件小学校の同級生を対象に行ったアンケート調査においては、■■■さんが女子児童から休み時間中に「キモイ」などの悪口を言われている状況を目撃したとの回答が存在した。

以上の事実関係からすれば、■■■■さんが休み時間中に同級生の女子児童との間で、■■■さんの悪口をコソコソと言っていたという事実を認定する

ことが妥当である。

そして、■■■さんは、行為⑩の日常的な暴言や嫌がらせと相まって、■■■さんからコソコソと悪口を言われ続けられたことにより、学校を欠席しがちになってしまっていることからすれば、当該行為によっても、心身に苦痛を感じていたといえることができる。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

セ 行為⑭（コロナ用シートを顔にぶつけた）

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、■■■さんは、5年次に同級生の■■■さんから、委員会の帰りに保健室から出ようとした際に、保健室の出入口のドアに装着されていたコロナ用のビニールシートを顔にぶつけられ、■■■さんの顔が触れた箇所に「菌がついた」などと言われたとのことである。

上記の供述の他に当該行為に関する事実関係を記録した資料は存在していないものの、養護教諭の供述によれば、■■■さんは5年次に保健委員に選ばれ、当番活動のためによく保健室を訪れていたとのことである。

さらに、■■■さんの母親によれば、上記の出来事について5年次担任に後日報告したところ、5年次担任からは、「何かあったら、その時にすぐに言ってください。」「そうしないと分からないし、対応できなくなってしまうこともある」「やった本人もあやふやな感じになることもあるので」と助言をされたとのことである。

以上の事情からすると、■■■さん及び■■■さんの保護者の供述を否定する具体的な事情が存在しない以上、上記のとおり、■■■さんは、同級生の■■■さんから、委員会の帰りに保健室の出入口付近でコロナ用のビニールシートを顔にぶつけられ、■■■さんの顔が触れた箇所に「菌がついた」などと言われた事実が存在したものと認定することが妥当である。

そして、■■■さんは、同級生の■■■さんからコロナ用のドアシートを

顔にぶつけられたことで、自身の傷つきを母親に訴えていたことからすれば、心身の苦痛を感じていたということが出来る。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

ソ 行為⑮（役割を交代してくれない）

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、■■■さんは、5年次の体育のバレーボールの授業の際、同級生の児童らと3人組で練習をする際に、後から3人組に入ってきた児童に■■■さんの役割を勝手に決められてしまい、交替してもらえなかったとのことである。

上記の供述の他に、当該行為に関する事実関係を記録した資料は存在していないが、■■■さんが申告している事実はある程度具体的な内容が示されており、■■■さんの母親によれば、上記の出来事について5年次担任に後日報告したところ、5年次担任からは「強く言い返したら気が付くかも」と助言をされたとのことである。

以上の事情からすると、■■■さん及び■■■さんの保護者の供述を否定する具体的な事情が存在しない以上、上記のとおり、■■■さんは、体育のバレーボールの授業の際、同級生の児童らと3人組で練習をする際に、後から3人組に入ってきた児童に■■■さんの役割を勝手に決められてしまい、交替してもらえなかったという事実が存在すると認定することが妥当である。

そして、■■■さんは、上記の同級生の言動により、自分の希望を聞いてもらえずに勝手に役割を決められたと感じ、母親を通じて自らの傷つきを5年次担任にも訴えていたことからすれば、心身の苦痛を感じていたということが出来る。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

タ 行為⑯（別の係に移らせようとした）

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、■■■さんは、5年次に、同級生の■■■■■さんから、係決めて■■■さんの希望した飼育係の候補者が人

数オーバーになったときに「■■■さんは移ってくれる？」と言われ、横にいた女子児童たちが「おねがい」と便乗してきたため、飼育係を諦めることを余儀なくされたとのことである。

また、このとき、■■■さんは「あー、簡単に移ってくれた。」と発言したとのことである。

上記の供述の他に、当該行為に関する事実関係を記録した資料は存在していないものの、■■■さんは、3年次に■■■さんから日常的に暴言や嫌がらせを受けていたため、5年次になって■■■さんから同様に嫌がらせを受けたり、係決めの際に圧力をかけられてしまっていたとしても不自然な点はない。

そして、■■■さんの母親によれば、上記の出来事については、■■■さんから聴取した上記の事実を5年次担任に翌日報告したとのことである。

以上の事情からすると、■■■さん及び■■■さんの保護者の供述を否定する具体的な事情が存在しない以上、上記のとおり、■■■さんは、■■■さん及び横にいた女子児童の上記発言により、係決めの際に自らが希望した飼育係を諦めることを余儀なくされたという事実が存在したものと認定することが妥当である。

そして、■■■さんは、■■■さんらの上記行為について、自身の傷つきを母親に訴えていたことからすれば、心身の苦痛を感じていたといえることができる。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

チ 行為⑰ (列の後ろからちょっかい)

■■■さん及びその保護者からの聴取によれば、■■■さんは、5年次に、同級生の■■■さんから、体育館に移動する際の列で、後ろから足を出されたりちょっかいを出されたりしたとのことである。

当該事実についても、上記の供述の他に事実関係を記録した資料は存在し

ていないが、■さんが、3年次に■さんから日常的に暴言や嫌がらせを受けており、5年次になっても■さんから上記行為⑯のような嫌がらせといえる行為を受けていたことからすれば、体育館移動の列でちょっかいを出されていたとしても不自然な点はない。

さらに、令和5年（2023年）3月に当調査会が本件小学校の同級生を対象に行ったアンケート調査においては、■さんのクラス内では、■さんら男子児童が、■さんに対してだけでなく、他の児童に対してもちょっかいを出すなどの悪ふざけをし合っていたといった回答が存在した。

そして、■さんの母親によれば、上記の出来事については、■さんから聴取した事実を5年次担任に後日報告したとのことである。

以上の事情からすると、■さん及び■さんの保護者の供述を否定する具体的な事情が存在しない以上、上記のとおり、■さんは、体育館移動の際、同級生の■さんから、後ろから足を出されたり、ちょっかいを出されたりしていた事実が存在したものと認定することが妥当である。

そして、■さんは、■さんの上記行為について、自身の傷つきを母親に訴えていたことからすれば、心身の苦痛を感じていたということができる。

したがって、当該行為はいじめに当たると認定できる。

6 「いじめ」の評価

(1) 1年次

行為①は、一人での行為であるし、意図せずに行ったものであると思われ、継続性もない。したがって、行為の重大性は小さい。教職員は、何気ない行動であっても相手が傷つくことがあることを丁寧に諭す程度の働きかけで足りた。

行為②③④⑤は同一の者らが集団かつ故意で行ったものであると思われ、これらを一連のものとしてみると継続的に行われているといえる。しかし、

有形力の行使の程度は低い。

したがって、重大性は一定程度大きく、教職員らは、行為した児童らに対し絶対に許されない行為であることを理解させ、二度と行われなくなるまで監督を行う必要があった。

(2) 2年次

行為⑥は、一人で行われたものであり、暴力を伴わないものである。しかし、土下座を行わせるという行為は偶然ではなく意図的に行われるものであり、継続性もある。

したがって、重大性は一定程度大きく、教職員らは、行為した児童らに対し絶対に許されない行為であることを理解させ、二度と行われなくなるまで監督を行う必要があった。

(3) 3年次

行為⑦は同一の者らが集団かつ故意で行ったものであり、継続的に行われている。しかし、有形力が行使されたわけではなく、有形力が行使された場合に比べれば重大性の程度は低い。

したがって、重大性は一定程度大きく、教職員らは、発言の背景をしっかりと聞き取った上で、なぜそのような発言を行うのか、そのような発言を受けた者がどのような気持ちになるのかを理解させ、二度と行われなくなるまで監督を行う必要があった。

行為⑧は意図せずに衝動的に行われたものであり、暴力を伴うものでもなく、重大性は低い。しかし、そういった行為が相手を傷つけることを理解させる必要はあった。

行為⑨は集団で意図的に行われた行為であり、継続して行われた可能性がある。しかし、暴力を伴っておらず、遊びの中で子どもの中ではよくあるものとして考えられるものでもあり、その背景などを理解しなければどの程度の重大性があるのかの判断も難しい。

したがって、教職員らは、背景をしっかりと聞き取った上で、なぜそのような行為が生じるのか、そのような行為を受けた者がどのような気持ちになるのかを理解させ、同様の行為が行われないように監督を行う必要があった。

(4) 4年次

行為⑩⑪⑫⑬は同一の者らが集団かつ故意で行ったものであると思われ、これらを一連のものとしてみると継続的に行われているといえる。

したがって、重大性は相当程度大きく、教職員らは、行為した児童らに対し絶対に許されない行為であることを理解させ、二度と行われなくなるまで監督を行う必要があった。

(5) 5年次

行為⑭⑮⑯⑰は集団で行われたものであるが、意図せずに行われた可能性を排斥することはできない。そのため、重大性は高いとは言えない。このころ、■■■■さんはかなり傷つきやすい状態であり、重大性の低い行為でも傷つく状態であったため、重大性が高なくても傷ついていた可能性がある。

教職員らは、背景をしっかりと聞き取った上で、なぜそのような行為が生じるのか、そのような行為を受けた者がどのような気持ちになるのかを理解させる必要があった。

第5 いじめと不登校との因果関係

不登校の原因を特定することは困難である。本件に限らず、不登校の背景には、その児童の発達特性、発達の段階、体調、家庭の事情、教職員との関係、同級生との関係など様々な事情が存在し、不登校の原因を断定することは難しい。また、不登校に至った経緯については本人にもわからないこともあり、複数の要因が重なり合っている場合や単に学校よりも魅力的な場が存在する場合などもある。

いじめが複数であったり、本人にもよくわからなかったりする場合も多い

[REDACTED]

2 本件小学校の組織

学校要覧によると、本件小学校は、校長が学校経営、教頭が学校運営、教務主任が教育計画を分掌し、それぞれの学年に学年主任、生徒指導担当を置いており、校務分掌について、例えば部などの組織を置いているかは不明であった。

校務分掌図によると、校長の下に教頭が置かれ、教頭の下には職員会議が行われ、職員会議の下に指導、研修、管理及び庶務が置かれている。指導の下に生徒指導が置かれ、生徒指導の下に「いじめ防止」が置かれており、生徒指導が「いじめ防止」を行うように読める。

3 学校基本方針

(1) アンケートについて

学校基本方針では、 アンケートを年に3回行うことになっている。また、アンケートを行った後に分析を行うことにもなっている。実際に アンケートは実施されており、記録も残っていた。しかし、アンケートについてどのような分析がなされたかについての記録は残っていなかった。

なお、 さんは、2年次から、 アンケートの「あなたは、ともだちがいじわるをされたり、なかまはずれにされたり、いやなことをいわれたりしているのをみたことがありますか?」「あなたは、ともだちにいじめられたり、なかまはずれにされたり、いやなこと、いやなよびかたでいわれたことがありますか?」との問いに対し、「はい」と回答していた。

(2) 相談体制について

学校基本方針では、相談員・支援員の活用について触れられている。

本事案でも相談員が さんの保護者の対応をしていたが、相談員が交代したため継続性のある保護者対応ができなかった。

どのように相談員の業務の引継ぎを行うのかについてルールが定まっておらず、相談員を十分に活用できていたかは疑問がある。

(3) 重大事態への対応について

学校基本方針では、重大事態の定義について、いじめ防止対策推進法と同様に「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合」とされている。 さんは、2年次からいじめの申告をしていることに加え、4年次には年間30日以上欠席をしていることから、遅くとも4年次には、不登校重大事態となっていたと考えられる（生命、心身、財産重大事態にもっと早い時期になっていたかどうかはともかく）。

また、「いじめの認知、指導の有無に関わらず、校長は教育委員会に事実を報告するとともに「いじめ問題対策委員会」を設置する。」ともされている。

しかし、「いじめ問題対策委員会」なるものが設置された記録は存在しない。本件小学校の対応は、重大事態を認知するのが遅く、学校基本方針に反しているのみでなく、いじめ防止対策推進法に反しているおそれもある。

第7 本件小学校、教育委員会の対応

1年次には、1年次担任は、1年次に■■■■さんの保護者からいじめの申告があったにもかかわらず、申告についての記録を残していない。また、他の教職員と情報共有した記録も存在せず、本件小学校に■■■■さんがいじめを受けたという記録は存在しない。

2年次には、■■■■アンケートによって■■■■さん本人からもいじめの申告があったのに、本件小学校に■■■■さんがいじめを受けたという記録は存在しない。

3年次にも、担任や学校の対応について、本件小学校に記録は存在しない。

4年次からは、生徒指導部会の記録において若干の客観的な記載が存在する。しかし、生徒指導部会の記録には、「いじめ」という記載は存在せず、生徒指導部会がいじめとして対応した形跡はなく、欠席数が多いことに対応するという趣旨の記載が存在するのみである。4年次からは保護者が来校することもあり、教頭と担任などが対応するようになり、4年次の2月に教育支援プランABを作成し保護者に提示している。教育支援プランの内容を見る限り抽象的なものであり、これからの支援についての大まかな方針や大きな目標としては意味があると思われるが、1年次からの保護者の訴えを受けて作成されたものであることを考えると、具体的ないじめの調査に基づき具体的ないじめ対応を示したものではないし、具体的な支援について示したものでもないと評価せざるを得ない。いじめについての調査をした後に、■■■■

さんや保護者に対する支援（推進法23条3項）について、教育支援プランに基づいてどのように組織的に対応するかの検討が必要であったと言える。なお、学校基本方針に従うのであれば、重大事態と判断したのであれば「いじめ問題対策委員会」を設置し、重大事態でないと判断したのであれば「生徒指導委員会」を招集しなければならなかったのにもかかわらず、「生徒指導部会」で対応していたのであるから、学校基本方針に反した対応をしていることになる。

教育センターの教育相談室には令和元年（2019年）（3年次）から記録が残っているが、主に登校渋りの相談となっており、具体的な児童との関係の相談も存在するものの、学校が席替えなどをして対応していた様子が記録されている。しかし、教育相談室が本件小学校と連携した様子は記録されていない。また、保護者は■■■さんの妹のことも相談していたため、■■■さんへの対応よりも妹への対応が優先されたおそれもある。

また、保護者は令和2年12月から、市教委にも相談をしている。市教委は、令和4年4月に対応をしている。

第8 提言

1 総論

これまで所沢市においては、いじめ調査についての第三者委員会が他の自治体に比べ多く設置され、その都度、提言がなされてきた。提言で示された施策のうちいくつかは実行されたものもあるが、未実行の施策やその効果が明確でないものも存在する。その理由としては、それぞれの施策が場当たりに実施されたり、所沢市内の学校に関わる者すべてに施策の理念や目的が十分に浸透していないことが考えられる。そこで、教職員の視点、学校全体の視点、保護者の視点、いじめを行った児童の視点、いじめを受けた子の視点から、本件に関連する限度において、1でいじめについて考え、2では具体

的な提言を行う。

(1) 傷つきは人それぞれ

まず、いじめを行った側の事情を見てみる。学童期は、認知面・体力面など多方面にわたって成長していく段階であるとされている。学童期初期においては、自分の行動の結果やその影響まで考えられないばかりか自己中心性から抜け出せず、自分を客観的に見ることは不可能である。しかし、学年が進むにつれ徐々に、自分の行動についての意味を理解していく。このような視点から検討すると、本事案において、学童期初期における出来事について関わった児童は自分の行動の意味が理解できていなかった可能性がある。しかし、学年が進むにつれて、徐々に自分の行動の意味を理解していき、意図的な行動に変わっていったと考えられる。

他方、いじめを受ける側からすると、発達特性なども関連するのが一般的であるが、個々の児童の感受性が異なることから、同じ状況が異なる影響を受ける側に及ぼす可能性がある。例えば、一方にとっては冗談のつもりであっても他方にとっては深刻な恐怖を引き起こすこと、多くの者が冗談と思っ
ていても、一部の者にとっては恐怖であることもある。

これらの発達段階、発達特性、個々の感受性などについて教職員が理解していないと、いじめによる被害がより大きなものとなることがある。

本件において、教職員は、これらについての配慮が不十分であり、■■■■さんにとってどれほど大きなことが起こっていたのかを理解できていなかったため、いじめを行った側への指導を行っただけで、いじめへの対応を終えた感覚を持ってしまった。ところが、■■■■さんにとっては、いじめの被害は終わっておらず、同じことが繰り返されるため、教職員に言っても無駄だと感じるに至っている。

(2) なぜ傷つきに早期に対応することが重要か

(1) で見たように、いじめを行った側への対応が遅れると当初は意図的

でなかったいじめが徐々に意図的ないじめに発展するおそれがある。他方、いじめを受けた側からすると、いじめによる被害が教職員への失望にまで発展し、傷つきが増大することとなるおそれもある。傷つきについての正しい理解の下で早期にいじめに対応することで、いじめの影響を最小限に抑えることができる。

また、不登校の数と学校風土との間に関連性があることを前提とした施策を文部科学省が実施している（誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」）ことや、いじめと学校風土との間に関連性があることを示す見解も存在する。傷つきに早期に対応することが学校風土を向上させることについて異論はないであろうから、傷つきに早期に対応することが不登校やいじめの数を減少させたり、状況を改善させることにも争いはないであろう。不登校やいじめの状況が改善すれば、教職員の負担も減ることとなり、児童及び教職員双方にとって利益をもたらす。

(3) 傷つきには学校全体で対応すること

しかし、傷つきに早期に対応することは簡単ではない。(1)で見たような発達段階、発達特性、個々の感受性などを正しく理解しないと、教職員は、目立った子に対応することで、学校で生じている問題に対応できていると感じてしまうからである。そうならないようにするためには、目立つ子ばかりに注目することの弊害を避けるために、教職員間で情報共有するなどして、見落としがちな子にも配慮する必要がある。「組織的対応」という言葉がいじめ対応において用いられるが、「組織的対応」には見落としがちな子について情報共有し、学校全体で対応することが含まれていることを忘れてはならない。そういう意味では生徒指導と教育相談とを区別することなく相互に関連したものとなるよう、22条組織がうまく機能する必要がある。

たとえば、自分が担任をしているクラスに目立つ子がいて、担任がその子への対応に苦勞をしている（ある意味では担任が傷ついている）場合がある。

その場合、大人でさえ苦勞をしているのであるから児童も苦勞しているであろうこと（ほぼ必ずそのクラスでは目立つ子の行為によって他の児童の傷つきが生じているであろう）は明らかである。その際に、担任は、肯定的な評価を与えられるような調整を共有すること（問題のある子には叱らない指導をし、その他の児童には一定程度の許容を求める）はあり得る。しかし、そのことによって、クラスや学校のモラルが低下したり、目立つ子の行動によって傷つきを負っている児童がいることを忘れないようにし、傷つきを負っている児童についても22条組織を中心として対応しなければならない。

本件でも、行動に問題がある児童が何人かいたため、それらの児童の対応に教職員が苦勞していた様子がうかがえる。その際に、物静かで困っている子への対応がなされなかったとしても表面的には問題とならないし、問題が顕在化することも少ない。そういった理由で■■■さんへの対応が遅れたおそれもある。

(4) 保護者の協力も必要

保護者は学校に子どもを通わせ、学校の中で子ども達は大半の時間を過ごしている。保護者からすれば、子ども達が大半の時間を過ごしている学校の状況を簡単に知ることはできない。そのため、学校が、保護者の信頼を失うのは簡単であり、信頼を回復するのは難しい。また、保護者が学校を信頼できなかつたら、子ども達も安心して学校に通うことはできない。保護者と学校の双方が協力しあうことで、子ども達は、安心して学校に通うことができ、成長することもできる。学校は保護者の信頼を得られるように努め、保護者も学校の事情を理解し協力していく必要がある。たとえば、教職員が知ることのできない家庭での様子を教職員が知ること、教職員が見逃しがちな子ども達の傷つきに気づくこともできるであろうし、逆に、保護者が知ることのできない学校での様子を保護者が知ること、保護者が見逃しがちな家庭の問題に気づくこともできるであろう。

学校と保護者が対立した構造においては、子ども達に良い影響が出ることはない。学校と保護者が同じ方向を向き、対立関係を見直し、歩み寄り・同じ方向性をもって子ども達を育むことによって、子ども達も安心して成長していける。つまり、保護者が学校風土に与える影響は大きいのである。

(5) 教職員の負担の軽減

現在、社会の急激な変化が進み、それを受けて、学校が抱える問題は多様化、複雑化、困難化している。文部科学省の施策も多岐にわたる。それに加え、教職員は、こども家庭庁のいじめ防止対策のための施策は当然として、学校に関するその他の施策や子どもに関する施策についても、理解をしておく必要がある。教職員の負担が大きくなっているのは明らかであるため、いじめ防止の施策を検討し、実行する際には教職員の負担を軽減する必要があるという視点も忘れてはならない。

2. 具体的な提言

(1) 所沢市内の子どもに関わる他の機関との連携を強めること

1で述べたように、学校、保護者、児童のそれぞれの立場から見えている事実や出来事は異なり、それぞれの立場での受け取りも異なる。そして、それぞれの立場からでは、それらの異なりに気づくことは難しいため、学校外の他の機関の力も借りる必要がある。

しかし、現時点においては、実際のいじめへの対応は学校が行うことになる点については、他の機関も意識しておく必要があり、学校や教育委員会の主体性を損なわないような関与が必要となる。

こども家庭庁の委託事業(学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業について)で、市長部局がいじめの解消に関わる事業が実施されている。また、徐々にいじめ防止対策推進法第30条に定める首長による再調査が行われるようになってきている。首長部局と教育委員会との関係を整理し、教職員の混乱や負担の増加を招かない

ように留意しつつ、学校や教育委員会が他の機関との連携を強めていじめへの対応を行うことが求められる。

(2) いじめ発見のための相談窓口を設置すること

(1) とほぼ同様の理由である。相談窓口を設置するという事は、物理的に相談をできる場所を増やすことの他に心理的に相談しやすい環境を作ることも含んでいる。物理的に相談できる場所を増やしたとしても、相談をした事項についてどのように扱われるかが不明な場合、相談をしても無意味であると感じる子どもがいる。一方で、相談をしたらおおごとになってしまうことを不安に思っ相談を躊躇する子どももいることを忘れてはならない。

また、相談窓口は複数設けることが望ましく、相談をする者にとって多くの経路があるのが望ましいであろうが、それぞれの経路の関係性を整理しておく必要もある。本件は教育センターが本件小学校と連携をとったのか不明である。また、市教委もより早い段階で本件に介入し対応することが可能であったと思われる。

(3) 各学校における学校いじめ防止基本方針の実行度の調査、効果の検証を行うこと

多くの学校で見られることではあるが、本件においても、学校いじめ防止基本方針が機能しているとはいえ、学校いじめ防止基本方針に反する対応がなされていた。次から次へと施策を実施するのではなく、教職員の負担の軽減の観点も考慮しつつも、まずは学校いじめ防止基本方針を実効化することが重要である。どの機関が学校いじめ防止基本方針の実効化を検証するかは検討が必要であるから、いじめ防止対策推進法14条3項に設置根拠を持つ所沢市いじめ問題対策委員会において、早急に検討してもらいたい。

【 資 料 】

所沢市いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、所沢市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策委員会は、所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 対策委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 所沢地区保護司会の代表者
- (2) 所沢市民生委員・児童委員連合会の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市の職員のうちから教育委員会が指名する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、対策委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

令和5年度 所沢市いじめ問題対策委員会 委員

	氏名	所属等	備考
1	小中 淳子	所沢地区保護司	
2	高田 美智子	所沢市民生児童委員	
3	赤堀 侃司	東京工業大学名誉教授	
4	桂川 泰典	早稲田大学人間科学学術院准教授	
5	菅野 純	早稲田大学名誉教授	委員長
6	木村 幸子	人権擁護委員協議会所沢部会会員	
7	小林 治	所沢市医師会	
8	長尾 由紀子	元 所沢市PTA連合会会長	
9	山崎 雄一郎	弁護士	
10	末竹 眞智子	所沢市教育委員会学校教育課生徒指導・いじめ問題対策員	
11	島 吉孝	所沢市教育委員会学校教育課心理士	
12	武弓 清貴	元 小学校長	副委員長

条例第7条による調査協力者

	氏名	所属 (調査開始時)	備考
1	森田 智博	コモンズ法律事務所 さいたま市スクールロイヤー 埼玉弁護士会 子どもの権利委員会委員長	弁護士
2	前野 雅敬	吉澤総合法律事務所 埼玉弁護士会 子どもの権利委員会委員	弁護士
3	舟橋 敬一	埼玉県立小児医療センター 精神科 科長	医師
4	赤池 あゆみ	埼玉県スクールカウンセラー 毛呂山町いじめ問題対策連絡協議会委員	公認心理師